

静岡県東部地区総合庁舎電気需給契約書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に次のとおり、静岡県下田総合庁舎、熱海総合庁舎、東部総合庁舎及び富士総合庁舎の電気需給契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、静岡県下田総合庁舎、熱海総合庁舎、東部総合庁舎及び富士総合庁舎で使用する電気を供給する。

（電気方式等）

第2条 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、予定使用電力量、契約電力、契約期間、契約保証金は次のとおりとする。

電気方式	別添仕様書のとおり
受電電圧	別添仕様書のとおり
計量電圧	別添仕様書のとおり
標準周波数	別添仕様書のとおり
予定使用電力量	別添仕様書のとおり
契約電力	別添仕様書のとおり
契約期間	令和7年4月1日(供給開始日)午前0時から令和8年3月31日午後12時とする。
契約保証金	免除

（供給の方法）

第3条 乙は甲が静岡県下田総合庁舎、熱海総合庁舎、東部総合庁舎及び富士総合庁舎で使用する電気を需要に応じて供給するものとする。

（供給の保証）

第4条 乙は、当該地域の一般送配電事業者と締結する託送供給契約により電気の供給を行う。

（検針日）

第5条 検針日は当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款の検針日によるものとする。

（検査）

第6条 乙が甲に供給する電力量は、甲の指定する検収員の検査を受けるものとする。

（料金の計算）

第7条 毎月の電気料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月の電気料金＝『落札者の入札書別紙の料金計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』）

第8条 『落札者の入札書別紙の各料金名を記載する』は次により算定する。

『落札者の入札書別紙の各料金ごとの計算方法を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』）

第9条 『落札者の入札書別紙の各料金単価名を記載する』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金単価を記載する』

（『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』）

第10条 『落札者の入札書別紙の各料金区分名を記載する』は、次のとおりとする。

『落札者の入札書別紙の各料金区分を記載する』

(電力量)

第11条 単位は1キロワット時とし、小数点以下第1位を四捨五入する。

(力率)

第12条 力率は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する。(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。) 平均力率の算定式は次のとおり

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2} \times 100$$

(燃料費調整)

第13条 料金の算定にあたり、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する燃料費等調整単価により調整を行う。燃料費等調整単価は燃料価格調整項(従来の燃料費調整単価に相当する部分)と市場価格調整項(市場価格による調整)を含むものとする。

(再生可能エネルギーの固定価格買取制度に基づく賦課金)

第14条 電気事業者による再生エネルギー電気調達に関する特別措置法(再生可能エネルギーの固定価格買取制度)に基づく賦課金は、需要場所が電力供給区域に含まれる一般送配電事業者の適用する賦課金とする。

(支払方法)

第15条 乙は、検針後すみやかに前月分の電気料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認められたときは、受理した日から別途定める日までに、甲の定める者が対価を支払わなければならない。

乙は、各総合庁舎ごとの内訳明細を請求書とともに提示するものとする。

(契約の変更)

第16条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、甲乙協議の上、第9条に規定する単価の変更を行うことができるものとする。

(損害賠償)

第17条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない理由による停電の場合を除き、停電により、乙が甲及び第三者に損害を与えたとき。

(2) この契約書の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(契約超過金)

第18条 甲はその月に契約電力を超えて電気を使用した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、乙の請求により別途定める式で算出される契約超過金を支払わなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲又は乙は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が天災その他不可抗力の原因によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。

(2) 乙が本契約を履行する見込みがないと甲が認めるとき。

- (3) 甲又は乙が、原則として60日前までに正当な理由を記載した書面により相手に申し出たとき。
- (4) 甲がこの契約について不正の事実を発見したとき。
- (5) 乙が故意または重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (6) 次のアからキのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

（料金の精算）

第20条 甲又は乙が前条の規定によりこの契約を解除した場合は、甲が認める履行部分に相当する金額をもって精算する。

（合意管轄）

第21条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

（定めのない事項の処理）

第22条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

静岡市葵区追手町9番6号

(甲)

静岡県知事 鈴木康友

(乙)

静岡県東部地区総合庁舎電気需給仕様書(案)

静岡県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間で令和 年 月 日付けで締結した静岡県下田総合庁舎、熱海総合庁舎、東部総合庁舎及び富士総合庁舎の電気需給については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 概要

(1) 需要場所、契約電力、年間予定使用電力量

庁舎	需要場所	契約電力 (kW)	予定使用電力量 (kWh)
下田総合庁舎	下田市中531番1	別紙3の とおり	824,500
熱海総合庁舎	熱海市水口町13番15号		280,500
東部総合庁舎	沼津市高島本町1番3号		1,182,000
富士総合庁舎	富士市本市場441番1		578,500
合 計			2,865,500

(2) 業種及び用途

官公署(事務所)

2 仕様

- 電気方式、受電電圧、計量電圧、標準周波数、非常用自家発電設備、蓄熱槽
別紙3 総合庁舎概要一覧表のとおり
- 力率 100%を予定
- 契約期間の電力消費計画 別紙1 総合庁舎別電力消費計画一覧表のとおり
- 過去4年間の電力消費実績 別紙2 総合庁舎別電力消費実績一覧表のとおり
- 需給開始日、使用期間
 - 需給開始日 令和7年4月1日 午前0時
 - 使用期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 その他

契約書第15条による電気料金の請求書の内訳として、施設ごとの契約電力、当月使用電力量、当月最大電力及び力率測定用有効電力量が入力されたデータを作成し、甲に提出する。

総合庁舎別電力消費計画一覧表
別紙1 (下田、熱海、東部及び富士総合庁舎)

※予定最大電力は過去の各月の最大電力から算定している。また、予定電力量は過去の電力消費実績の平均に基づき算定している。

下田 総合庁舎	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	209 kW	41,800 kWh	
	5月	100%	175 kW	40,200 kWh	
	6月	100%	211 kW	51,600 kWh	
	7月	100%	223 kW	74,800 kWh	
	8月	100%	230 kW	93,900 kWh	
	9月	100%	221 kW	93,900 kWh	
	10月	100%	214 kW	56,200 kWh	
	11月	100%	206 kW	49,400 kWh	
	12月	100%	211 kW	76,000 kWh	
	1月	100%	223 kW	76,100 kWh	
	2月	100%	209 kW	89,700 kWh	夏季
	3月	100%	211 kW	80,900 kWh	その他
	計		824,500 kWh	合計	824,500

熱海 総合庁舎	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	93 kW	15,600 kWh	
	5月	100%	65 kW	17,000 kWh	
	6月	100%	69 kW	18,600 kWh	
	7月	100%	111 kW	21,800 kWh	
	8月	100%	110 kW	34,600 kWh	
	9月	100%	112 kW	33,400 kWh	
	10月	100%	100 kW	28,600 kWh	
	11月	100%	62 kW	18,300 kWh	
	12月	100%	70 kW	18,300 kWh	
	1月	100%	87 kW	21,700 kWh	
	2月	100%	92 kW	23,800 kWh	夏季
	3月	100%	91 kW	28,800 kWh	その他
	計		280,500 kWh	合計	280,500

東部 総合庁舎	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	226 kW	71,600 kWh	
	5月	100%	216 kW	70,900 kWh	
	6月	100%	492 kW	83,700 kWh	
	7月	100%	545 kW	131,600 kWh	
	8月	100%	557 kW	148,200 kWh	
	9月	100%	509 kW	114,500 kWh	
	10月	100%	430 kW	75,800 kWh	
	11月	100%	230 kW	71,200 kWh	
	12月	100%	540 kW	100,400 kWh	
	1月	100%	562 kW	116,300 kWh	
	2月	100%	545 kW	106,500 kWh	夏季
	3月	100%	458 kW	91,300 kWh	その他
	計		1,182,000 kWh	合計	1,182,000

富士 総合庁舎	月	予定 力率	予定 最大電力	予定電力量	備考
	4月	100%	175 kW	31,500 kWh	
	5月	100%	133 kW	33,800 kWh	
	6月	100%	245 kW	38,200 kWh	
	7月	100%	292 kW	50,200 kWh	
	8月	100%	293 kW	66,200 kWh	
	9月	100%	285 kW	69,600 kWh	
	10月	100%	263 kW	50,700 kWh	
	11月	100%	124 kW	36,100 kWh	
	12月	100%	205 kW	40,000 kWh	
	1月	100%	224 kW	47,700 kWh	
	2月	100%	233 kW	56,800 kWh	夏季
	3月	100%	229 kW	57,700 kWh	その他
	計		578,500 kWh	合計	578,500

4庁舎合計	2,865,500 kWh
-------	---------------

※本契約は4/1～3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は電力量計算期間の初日の属する月とする。

別紙2 総合庁舎別電力消費実績一覧表(下田、熱海、東部及び富士総合庁舎)

下田

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
下田総合庁舎	4月	146	170	139	168	209
	5月	146	156	146	144	175
	6月	221	199	211	202	206
	7月	214	204	204	214	223
	8月	226	223	223	223	230
	9月	223	221	216	216	214
	10月	226	187	175	214	
	11月	199	206	197	166	
	12月	211	209	211	204	
	1月	206	214	223	214	
	2月	211	209	206	209	
	3月	211	211	209	209	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
下田総合庁舎	4月	25,442	54,058	23,618	47,580	57,931
	5月	39,180	39,953	41,424	38,957	42,048
	6月	55,889	51,826	51,626	51,242	50,112
	7月	72,989	74,230	79,121	70,786	118,622
	8月	82,747	93,595	90,209	97,886	99,890
	9月	95,076	90,331	90,235	100,867	89,141
	10月	51,583	49,954	51,574	66,922	
	11月	51,031	52,411	49,138	46,560	
	12月	71,590	77,138	76,027	74,686	
	1月	72,482	73,397	76,582	78,139	
	2月	86,633	92,230	86,378	90,358	
	3月	72,422	105,228	66,902	70,570	
	合計	777,064	854,351	782,834	834,553	457,744

熱海

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
熱海総合庁舎	4月	48	68	54	73	93
	5月	49	50	54	52	65
	6月	48	51	55	58	69
	7月	82	91	92	90	111
	8月	86	97	93	89	110
	9月	91	95	95	89	112
	10月	89	90	93	100	
	11月	56	57	62	56	
	12月	68	70	65	70	
	1月	68	73	75	87	
	2月	67	77	79	92	
	3月	68	81	81	91	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
熱海総合庁舎	4月	2,781	22,015	3,007	21,773	21,832
	5月	16,995	16,872	17,644	16,338	15,650
	6月	17,965	18,652	19,352	17,591	17,610
	7月	22,192	21,388	22,998	20,928	45,473
	8月	27,952	42,462	33,343	27,860	34,261
	9月	30,496	38,292	32,891	28,783	28,072
	10月	25,987	31,560	28,836	25,360	
	11月	18,490	20,332	17,950	16,585	
	12月	18,134	19,036	17,774	17,905	
	1月	20,425	22,057	22,255	20,521	
	2月	22,632	25,127	24,146	21,906	
	3月	19,944	43,183	22,075	20,854	
	合計	243,993	320,976	262,271	256,404	162,898

東部

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
東部総合庁舎	4月	214	209	226	209	209
	5月	194	202	216	211	216
	6月	403	451	492	478	413
	7月	458	502	502	538	545
	8月	552	528	526	557	535
	9月	485	442	490	494	509
	10月	204	233	230	430	
	11月	209	230	223	204	
	12月	552	540	521	470	
	1月	559	562	538	497	
	2月	490	545	511	509	
	3月	434	434	396	458	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
東部総合庁舎	4月	71,479	72,430	72,492	69,590	68,918
	5月	67,310	69,422	72,298	70,769	69,576
	6月	87,715	79,493	86,513	85,032	80,875
	7月	85,651	130,826	136,942	126,790	131,527
	8月	136,030	142,428	159,559	142,378	139,546
	9月	103,891	103,102	121,421	118,846	113,117
	10月	73,766	75,924	75,322	76,049	
	11月	70,140	71,878	72,989	68,573	
	12月	102,636	98,614	109,202	93,250	
	1月	122,885	128,582	121,294	98,774	
	2月	99,175	120,103	104,825	94,526	
	3月	89,201	95,645	87,871	90,302	
	合計	1,109,879	1,188,447	1,220,728	1,134,879	603,559

富士

庁舎	最大使用電力(kW)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士総合庁舎	4月	145	175	137	161	175
	5月	163	128	124	107	133
	6月	201	210	164	210	245
	7月	210	215	232	269	292
	8月	212	230	235	284	293
	9月	217	228	231	285	267
	10月	206	220	228	263	
	11月	121	121	115	124	
	12月	130	205	146	188	
	1月	209	224	217	202	
	2月	208	233	220	208	
	3月	191	229	212	190	
	合計					

庁舎	使用電力量(kWh)					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
富士総合庁舎	4月	15,392	40,942	14,943	38,514	42,063
	5月	36,714	35,119	33,874	32,210	30,773
	6月	44,611	39,525	38,018	36,901	40,244
	7月	43,058	43,403	48,812	58,118	104,442
	8月	50,081	61,103	66,576	70,663	72,861
	9月	63,635	66,740	67,863	73,961	62,300
	10月	40,905	42,978	47,514	61,450	
	11月	38,152	37,345	35,425	35,311	
	12月	37,061	42,283	36,520	40,918	
	1月	48,254	51,773	47,792	43,342	
	2月	56,095	66,490	54,193	49,703	
	3月	47,858	81,005	46,531	45,350	
	合計	521,816	608,706	538,061	586,441	352,683

※富士総合庁舎では平成30年10月より入居団体が増えた。

※本契約は4/1～3/31の契約期間であるが、年間使用電力量の推移に大きな変動がなく、表中の月は原則として電力量計算期間の初日の属する月とする。

別紙3

総合庁舎別概要一覧表(静岡県下田、熱海、東部及び富士総合庁舎)

		下田	熱海	東部	富士
概要	1 庁舎名称	下田総合庁舎	熱海総合庁舎	東部総合庁舎	富士総合庁舎
	2 財産管理者	下田財務事務所長	熱海財務事務所長	沼津財務事務所長	富士財務事務所長
	3 需要場所	静岡県下田市中531番1	静岡県熱海市水口町13番15号	静岡県沼津市高島本町1番3号	静岡県富士市本市場441番1
	4 庁舎事務窓口	下田財務事務所管理課	熱海財務事務所管理課	沼津財務事務所総務課	富士財務事務所管理課
	5 電話	0558-24-2012	0557-82-9056	055-920-2013	0545-65-2297
	5 業種及び用途	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)	官公署(事務所)
仕様	1 受電電気方式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式	交流3相3線式
	2 受電電圧(標準電圧)	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト
	3 計量電圧(標準電圧)	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト	6,000ボルト
	4 標準周波数	50ヘルツ	50ヘルツ	50ヘルツ	50ヘルツ
	5 電気方式	1回線受電	1回線受電	1回線受電	1回線受電
	6 非常用自家発電設備	あり	あり	あり	あり
	7 予定使用電力量(令和7年4月1日から令和8年3月31日までの使用量見込)	824,500kWh	280,500kWh	1,182,000kWh	578,500kWh
	8 予定契約電力	230kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	112kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする	570kW	293kW ただし、各月の契約電力はその1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする
	10 力率	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定	平均100%を予定
	11 デマンドメーター	あり	あり	あり	あり
	12 契約期間の電力消費計画	別紙1 総合庁舎別電力消費計画一覧表を作成			
	13 需要開始日	令和7年4月1日午前0時	令和7年4月1日午前0時	令和7年4月1日午前0時	令和7年4月1日午前0時
	14 契約期間	令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで	令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで	令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで	令和7年4月1日午前0時から令和8年3月31日午後12時まで
	15 需給地点	東京電力パワーグリッド線の供給用配電箱における東京電力株式会社の母線と庁舎の地絡遮断装置の電源側接続点	東京電力パワーグリッド線の供給用配電箱内の東京電力株式会社の母線と庁舎の地絡遮断装置(UGS)の電源側接続点	東京電力パワーグリッド線の供給用配電箱内の東京電力株式会社の母線と庁舎の断路器の電源側接続点	富士総合庁舎敷地内の第1号柱上の引込口配線と東京電力パワーグリッド線の架空引込線との接続点
	16 電気工作物の財産分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ
	17 保安上の責任分界点	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ	需給地点に同じ
	18 その他特記事項	空調熱源は電気であり、夜間に蓄熱する方式である。			